

# 日中サービス支援型共同生活援助

## 運営規程

社会福祉法人 乙羽会

グループホームにしぼる

## 運営規程

### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービスの日中サービス支援型共同生活援助

#### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人 乙羽会が設置する日中サービス支援型共同生活援助 グループホームにしばる（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の日中サービス支援型共同生活援助（以下「指定共同生活援助」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

#### (運営の方針)

##### 第2条

- 1 事業所は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 日中を共同生活住居で過ごす利用者の支援に当たっては、当該利用者の意向を踏まえ、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう、外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めるものとする。
- 3 指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前三項のほか、法及び「沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成25年沖縄県条例第29号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定共同生活援助を実施するものとする。
- 5 日中サービス支援型共同生活援助は、地域に開かれたサービスとするにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、事業所のある所管の自立支援協議会に対し、定期的に

(年1回以上)事業の実施状況等を報告し、当該協議会から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。

- 6 前5項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び「沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例」(平成25年沖縄県条例第29号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定共同生活援助を実施するものとする。

(事業所の名称等)

### 第3条

- 1 指定共同生活援助を行う主たる事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームにしばる
- (2) 所在地 沖縄県西原町小那覇218番地2階

- 2 指定共同生活援助を行う共同生活住居の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームにしばる (A 8名 B 10名)
- 所在地 沖縄県西原町小那覇218番地2階

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員 1名)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定共同生活援助の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス管理責任者 1名(常勤職員 1名)

サービス管理責任者は、第8条に規定する共同生活援助計画の作成の業務のほか、入居者の心身の状態等の把握、従業者に対する技術指導又は助言を行う。

- (3) 看護職員 1名(常勤職員 1名)

- (4) 世話人 7名以上(常勤職員 5名, 非常勤職員 2名)

世話人は、食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介護等について、次号に規定する生活支援員と協同して、日常生活を適切に援助する。

- (5) 生活支援員 5名以上(常勤職員 5名)

生活支援員は、食事や入浴、排泄等の介護等を行う。

- (6) 夜間支援従事者 4名以上(常勤職員 4名)

夜間支援従事者は、夜間及び深夜の時間帯に就寝準備の確認、寝返りや排泄の支援、緊急時の対応を行う。

(指定共同生活援助を提供する主たる対象者)

第5条 指定共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 難病等
- (入居定員)

第6条

- 1 事業所の入居定員は18名とする。
- 2 第3条第2項に規定する共同生活住居の定員は次のとおりとする。  
グループホームにしばる 18名

(指定共同生活援助の内容)

第7条 事業所で行う指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) 共同生活援助計画の作成。
- (2) 利用者に対する相談及び援助。
- (3) 食事の提供。
- (4) 健康管理・金銭管理の援助。
- (5) 余暇活動の支援。
- (6) 緊急時の対応。
- (7) 日中、夜間を通して必要な支援。
- (8) 日中活動の場等との連絡・調整。
- (9) 財産管理等の日常生活に必要な援助。
- (10) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜。  
(2) から (9) に付帯するその他必要な支援、家事、相談、助言。

(共同生活援助計画の作成等)

第8条

- 1 管理者は、サービス管理責任者に共同生活援助計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 共同生活援助計画の作成に当たっては、適正な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の把握をするものとする。

- 3 前項に規定する適切な支援内容の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者に面接して行うものとする。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメントの結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成するものとする。この場合、当該事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて共同生活援助計画に位置付けるよう努めるものとする。
- 5 サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に係る会議（利用者に対する指定共同生活援助の提供に当たるサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- 7 サービス管理責任者は、共同生活援助計画を作成した際には、当該共同生活援助計画を利用者に交付するものとする。
- 8 サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成後、少なくとも6月に一回以上定期的に、共同生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて共同生活援助計画の変更を行うものとする。
- 9 前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。
  - (1) 定期的に利用者に面接すること。
  - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する共同生活援助計画の変更について準用する。

（利用者から受領する費用の額等）

## 第9条

- 1 指定共同生活援助を提供した際には、利用者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定共同生活援助に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定共同生活援助に要した額）の支払を受けるも

のとする。この場合、その提供した指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

なお、(1) から (3) に定める費用については、毎月 21 日に前月分を利用者から徴収するものとする。

(1) 家賃 月額 35,000円 (10,000円補助あり)

(2) 光熱水費 月額 12,000円

(3) 食材料費 日額 1,400円

(朝食 400円 昼食 500円 夕食 500円)

(4) 日用品費 月額 6,000円

(5) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

6 第3項に規定する額を徴収したときは、当該費用に係る現金預かり証を、また、同項の規定による精算を行った時は、現に要した費用に係る証拠書類に基づき利用者に対して負担を求めることとなった金額及びその内訳を記載した書類並びに領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意するものとする。

(1) 居住以外の目的に利用してはならないこと。

(2) 家族その他を同居させないこと。

(3) 第三者に転貸借しないこと。

(4) 許可なく現状を変えないこと。

(5) 共同利用者、隣人、居住者等に危険・迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(利用者負担額に係る管理)

第11条 事業所は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス等」という。)を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき、法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額を算定するものとする。この場合にお

いて、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

（緊急時等における対応方法）

#### 第12条

- 1 従業者は、現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は歯科協力医療機関もしくは利用者の主治医（以下「協力医療機関」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定共同生活援助の提供により事故が発生したときは、直ちに市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

#### 第13条

- 1 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情解決）

#### 第14条

- 1 提供した指定共同生活援助に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により沖縄県知事が、また法第48条第1項の規定に

より沖縄県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村又は沖縄県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は沖縄県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

#### （個人情報の保護）

##### 第15条

- 1 事業所は、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。

#### （虐待防止に関する事項）

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

#### （身体拘束の禁止）

第17条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(ハラスメント対策)

第18条 事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して語り続けられる労働環境が築けるようなハラスメントの防止に向け取り組みます。

2 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容できません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、該当法人職員、取引先事業員の方、ご利用者及びその家族が対象となります。

3 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

4 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

5 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関へ連絡し、相談、環境改善に対する必要な措置を、利用契約の解除等の措置を講じます。

(その他運営に関する重要事項)

第19条

1 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年4回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。

4 事業所は、指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業所もしくは特定相談支援事業を行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 6 事業所は、適切な日中サービス支援型共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景として言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の職業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。